

当初設計書		設計		精算	
起工番号：企下整委第 14 号 履行期間：230日間 会計年度：令和 7 年度 単価世代：令和07年07月01日 公共 事業名：公共下水道事業 諸経費率：下水道委託 令和07年07月 業務名：久留米市公共下水道第2期ストックマネジメント計画(管渠)策定業務委託 設計部課名：上下水道部下水道整備課 業務場所：久留米市 地内					
設計概要	(当初設計)				
	管路施設ストックマネジメント実施方針 1 式				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
設計業務	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
管路施設ストックマネジメント実施方針	1	式			第1号明細書	
報告書作成	1	式			第2号明細書	
設計協議	1	式			第3号明細書	
直接経費	1	式				
旅費交通費	1	式				
旅費交通費	1	式			単 1 号	
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

第 1 号 明 細 書

管路施設ストックマネジメント実施方針

1 式当り

[illegible]

第 2 号 明 細 書

報告書作成

1 式当り

[illegible]

第 3 号 明 細 書

設計協議

1 式当り

[illegible]

久留米市公共下水道第 2 期ストックマネジメント
計画(管渠)策定業務委託

一般仕様書

令和 7 年度
久留米市企業局
上下水道部 下水道整備課

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、リスク評価を踏まえ、第1期ストックマネジメント計画で策定済みの施設管理目標及び長期的な改築シナリオに従い、点検・調査計画及び修繕・改築計画を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (二) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）または技術士と同等の能力と経験（下水道法施行令第15条による）を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャーの資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 実施方針策定一般

2.1 打合せ

(1) 業務の実施に当たって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 実施方針策定基準等

実施方針策定に当たっては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき業務を行わなければならない。また、実施方針策定を行う上で基準となる事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

2.3 実施方針策定上の疑義

実施方針策定上疑義の生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決に当たらなければならない。

2.4 実施方針策定の資料

実施方針策定の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、設計図書、竣工図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳及び調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 スtockマネジメント実施方針（管路施設）

ストックマネジメント実施方針（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

なお、本業務においては策定済みの第1期ストックマネジメント計画での検討済み項目と整合を図りながら第2期計画（R8～R12）を策定するものである。

3.1 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。収集すべき資料は次のとおりとする。

（1）施設情報収集・整理

（イ）上位計画に関する情報の収集・整理（久留米市上下水道経営戦略を参考とすること）

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

（ロ）関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画、久留米市ストックマネジメント計画）
- ② 災害対策計画（久留米市公共下水道総合地震対策計画、久留米市上下水道耐震化計画、久留米市地域防災計画）
- ③ 地球温暖化対策計画等
- ④ 広域化・共同化計画

（ハ）諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

（ニ）リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果

② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度

③ 施設の周辺環境条件等

(ホ) 点検・調査に関する情報の収集・整理

① 図面

② 施設状態（劣化の程度）

③ 維持管理履歴（修繕の記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等

(ヘ) 修繕・改築に関する情報の収集・整理

① 経過年数

② 標準耐用年数

③ 改築費用（または改築単価）

④ 緊急度、健全度等

⑤ 運転及び水質記録等

(2) 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持担当者へのヒヤリングを行う。

3.2 リスク評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築計画の策定につなげる。リスク評価では、以下の事項について検討する。

(1) リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

3.3 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

なお、国からの点検・調査のあり方に関する通知に応じ計画の整合を図ること。

(1) 点検・調査対象施設・実施時期の設定

(一般環境下)

優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(2) 点検・調査の方法の検討

(一般環境下)

施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(3) 概算費用の算定

(一般環境下)

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね 5～7 年程度の概算費用を算出する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(4) 点検・調査計画のとりまとめ

(1) ～ (3) の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

3.4 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね 5～7 年程度における改築の優先順位を設定する。

実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。検討に際しては、既に策定済みである第 1 期ストックマネジメント計画と整合を図る。

また、国からの修繕・改築のあり方に関する通知に応じ、整合を図るものとする。

(1) 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

(2) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

(3) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、マンホール蓋）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

(4) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(5) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(6) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね 5～7 年程度の実施時期を設定する。また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(7) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1) ～ (6) の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画として取りまとめる。

第4章 照 査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

照査技術者は遺漏なき照査を実施するため、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）または技術士と同等の能力と経験（下水道法施行令第15条による）を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャーの資格を有するものとする。

4.3 照査事項

受注者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- （１）情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- （２）検討方法及びその内容に関する照査
- （３）計画の妥当性（方針、設定条件、概算工事費等）の照査
- （４）上位計画、下水道計画、災害対策計画等との相互間における整合性に関する照査

第5章 提出図書

5.1 提出図書

- （１）提出すべき成果品と部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はチューブファイルとし、すべての表紙、背表紙にタイトル明記したものとする。なお、成果品の作成に当たっては、編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

【図書名】

【形状寸法・提出部数】

（イ）報告書（概要説明資料含む）	A 4 判・3 部
（ロ）点検・調査計画書	A 4 判・3 部
（ハ）修繕・改築計画書	A 4 判・3 部
（二）第2期ストックマネジメント計画（県様式）	Excel 形式
（ホ）打合せ議事録	A 4 判・3 部
（ヘ）その他参考資料	原稿一式
（ト）上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 2 枚

- （２）電子成果品の作成に当たっては、編集方法やデータ形式についてあらかじめ発注者と協議する。
- （３）製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- （１）久留米市下水道ストックマネジメント計画
- （２）久留米市上下水道経営戦略

- (3) 久留米市公共下水道総合地震対策計画
- (4) 久留米市上下水道耐震化計画
- (5) 久留米市地域防災計画
- (6) 久留米市下水道標準構造図
- (7) 久留米市下水道管路点検調査マニュアル
- (8) 久留米市下水道設計標準
- (9) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン
(管路施設編) -2020 年版-
- (10) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン
-2022 年改訂版-
- (11) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き
【本編】 H25.9
- (12) 下水道事業の手引 (国土交通省水管理・国土保全局下水道部 監修)
- (13) 下水道施設計画設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (14) 下水道維持管理指針 「総論編」「実務編」 (日本下水道協会)
- (15) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン-2024 年版-
- (16) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (日本水道事業団)
- (17) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会提言 (国土交通省)

第7章 その他特記事項

7.1 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

7.2 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約 (二次以降の下請契約を含む) の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書 (下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

7.3 障害者差別解消の推進に関する事項

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

7.4 契約に関する事項

（1）余裕期間については、次に掲げるとおりとする。

（イ）本業務委託の履行期間は、契約締結日の翌日から230日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。

（ロ）余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

（ハ）テクリス登録は、余裕期間終了日（余裕期間内に着手する場合は、着手届の提出日）までに行うこと。

（ニ）業務金額（諸経費）の積算においては、余裕期間は考慮していない。

（2）受注者は、業務の着手にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（イ）着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日までに提出すること。

（ロ）工程表は、着手届と合わせて提出すること。

（ハ）工程表には、余裕期間を明記すること。

久留米市公共下水道第 2 期ストックマネジメント
計画(管渠)策定業務委託

特記仕様書

令和 7 年度
久留米市企業局
上下水道部 下水道整備課

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「久留米市公共下水道第2期ストックマネジメント計画(管渠)策定業務委託 一般仕様書 第1章 1.1及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 委託箇所 久留米市内

(2) 委託対象施設

汚水管：全体面積5,590haのうち、25%相当 (R8～R12)

(イ) 管路ストックマネジメント実施方針

管路施設	対象の有無等	
管渠	☒ 有	無
マンホール	☒ 有	無
マンホール蓋	☒ 有	無
取付管	有	☒ 無
ます	有	☒ 無

(ロ) (イ)のうち修繕・改築計画

管路施設	対象の有無等	
延長	7.2km	
マンホール	☒ 有	無
マンホール蓋	☒ 有	無
取付管	有	☒ 無
ます	有	☒ 無

(3) 設計条件項目

設計条件項目表による。

設計条件項目表

作業項目		設計条件	
施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	☒ 有	・ 無
	施設情報の電子データ化	☒ 有	・ 無
	現地踏査	☒ 有	・ 無
リスクの評価	リスクの特定	有	・ ☐ 無
	被害規模の検討	有	・ ☐ 無
	発生確率の検討	有	・ ☐ 無
	リスクの評価	☒ 有	・ 無
施設管理の目標設定		有	・ ☐ 無
長期的な改築事業のシナリオ設定	管理方法の選定	有	・ ☐ 無
	改築条件の設定	有	・ ☐ 無
	最適な改築シナリオの選定	有	・ ☐ 無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	有	・ ☐ 無
点検・調査計画の策定	環境区分の設定	有	・ ☐ 無
	点検・調査頻度の検討	有	・ ☐ 無
	優先順位の検討	有	・ ☐ 無
	点検・調査頻度の検討調査における単位・項目の検討	有	・ ☐ 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	☒ 有	・ 無
	点検・調査方法の検討	☒ 有	・ 無
	概算費用の算定	☒ 有	・ 無
	点検・調査計画のとりまとめ	☒ 有	・ 無
点検・調査の実施		有	・ ☐ 無
修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおりに	
関係機関への説明資料作成		有	・ ☐ 無
報告書作成		☒ 有	・ 無
設計協議		中間打合せ3回	
貸与資料	点検・調査データ	☒ 有	・ 無
	管路施設データ	☒ 有	・ 無
	維持管理データ	☒ 有	・ 無

設計条件項目表（その2）

作業項目		設計条件	
診断	異常の程度の評価	☒ 有	・ 無
	緊急度・健全度の判定	☒ 有	・ 無
対策の必要性検討		☒ 有	・ 無
修繕・改築の優先順位の検討		☒ 有	・ 無
対策範囲の検討		☒ 有	・ 無
長寿命化対策検討対象施設の選定		☒ 有	・ 無
改築方法の検討	改築方法の選定	☒ 有	・ 無
	ライフサイクルコスト改善額の算定	☒ 有	・ 無
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定	☒ 有	・ 無
	計画期間内の概算費用の算出	☒ 有	・ 無
修繕・改築計画のとりまとめ		☒ 有	・ 無

3. 補正について

本業務は、策定済みのストックマネジメント計画に基づき、第2期計画（R8～R12）を策定するものであり、定期的な見直しに基づく精度向上を図るためのものである。よって、作業項目の一部除外や歩掛の補正などを行っている。補正の内容について以下に示す。

（イ）管路ストックマネジメント実施方針

補正項目	有・無	備考
面積補正	有	
対象施設による割増率	有	対象施設：管路、マンホール、マンホール蓋
実施方針策定 作業度合にかかる補正	有	75/100減

（ロ）（イ）のうち修繕・改築計画

補正項目	有・無	備考
延長補正	有	
修繕・改築計画策定 作業度合にかかる補正	無	